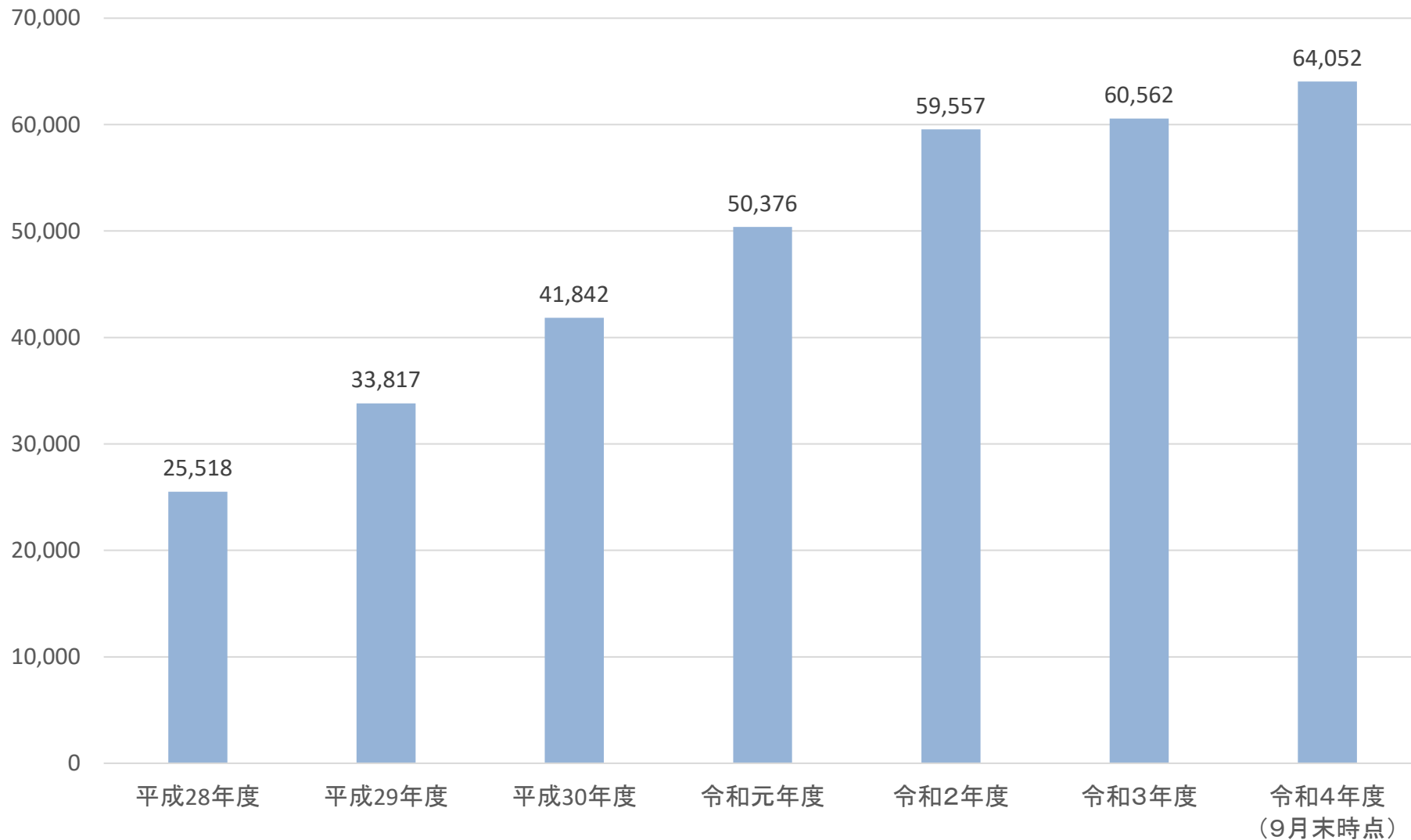


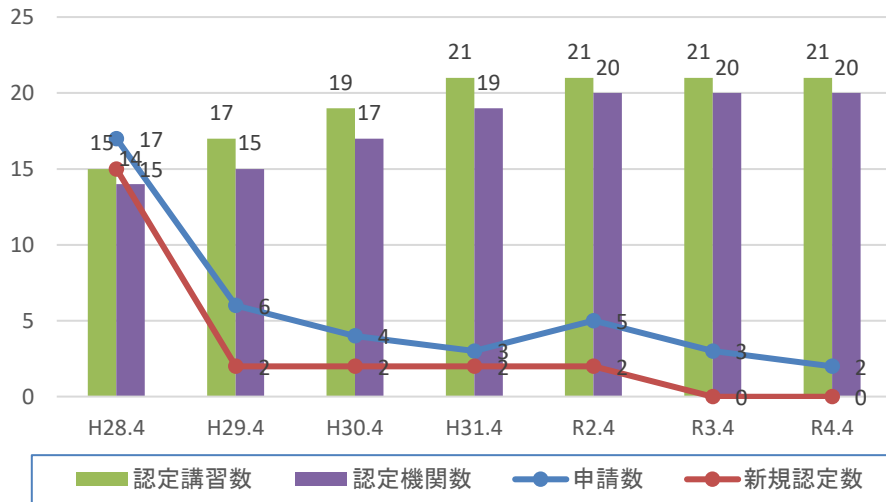
キャリアコンサルタント登録状況

キャリアコンサルタント登録者数(累計)

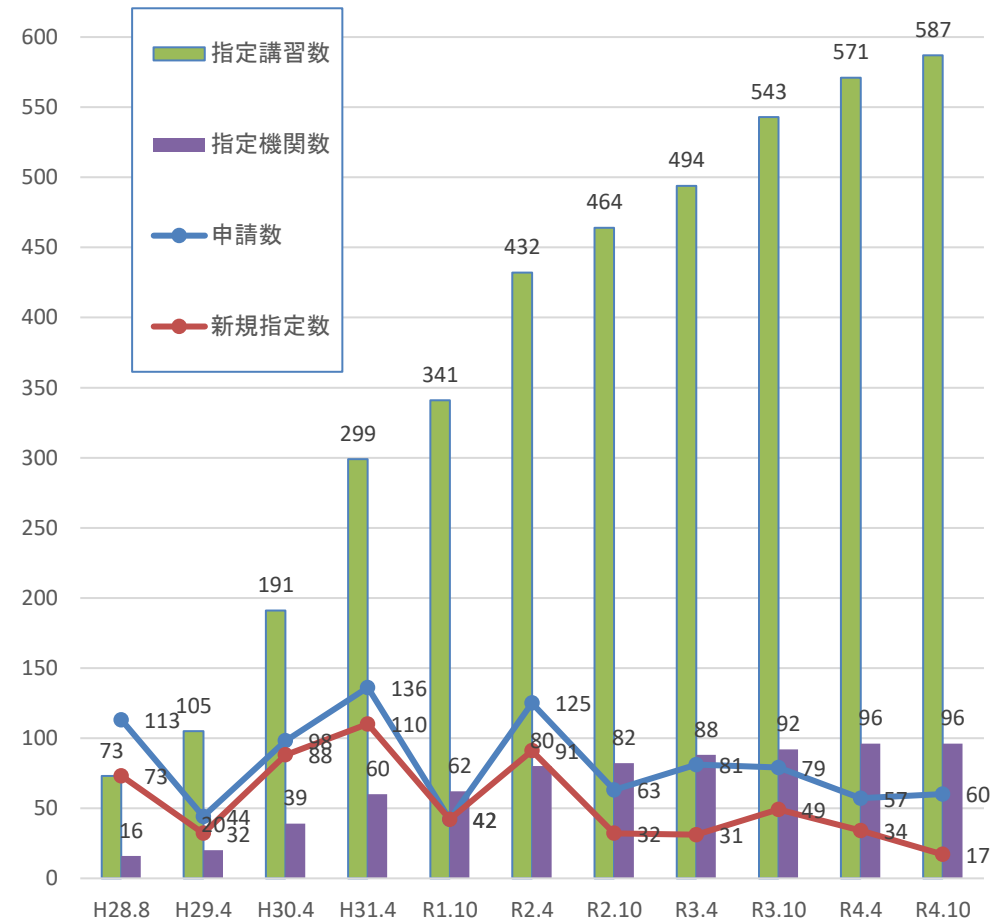


養成講習・更新講習数の推移

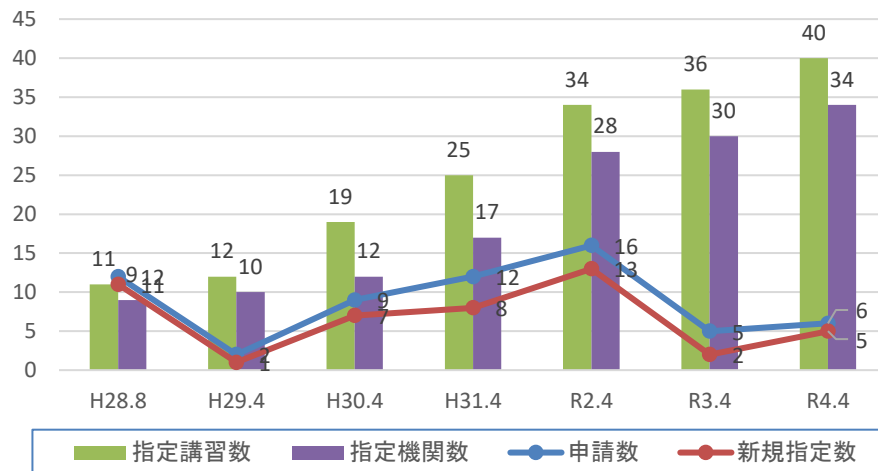
＜養成講習の認定・申請数の推移＞



＜更新講習(技能)の指定・申請数の推移＞



＜更新講習(知識)の指定・申請数の推移＞



- 訓練前キャリアコンサルティング(※)に従事するキャリアコンサルタントに必要な知識を付与する研修を行う。また、雇用政策課題としてIT分野、若者、外国人、中高年齢者のキャリア形成支援に特化した研修をオンラインで提供し、キャリアコンサルタントの対応力の向上を図る。
- さらに、キャリアコンサルタントが対応を求められる課題は複雑化・多様化しており、支援場面が多いと想定される育児・介護等と仕事との両立に課題を有する者のキャリア形成支援に特化した専門研修教材を新たに開発し、キャリアコンサルタントに必要な知識・技能の習得手段を提供する。

※特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練給付金制度では、求職者等に適切な職業訓練の受講を促すため、教育訓練受講前にキャリアコンサルティング(訓練前キャリアコンサルティング)を実施することとなっている。

研修プログラム(オンライン)

訓練対応キャリアコンサルタント向け研修

- ・中長期的なキャリア形成支援に係るキャリアコンサルティング(背景(意義)や制度、キャリアコンサルティングの方法など)の理解
- ・職業訓練や職業・資格等の必要な知識
- ・全15時間(標準受講期間5日間)

若者応援キャリアコンサルタント育成研修

- ・若者の特性、抱えやすい課題
- ・支援に有用なツール等の知識
- ・全15時間(標準受講期間5日間)

IT分野の能力開発に関するキャリアコンサルタント向け研修

- ・IT分野の技術動向、キャリアパス、
- ・教育訓練や資格等の知識
- ・全7時間(標準受講期間3日間)

中高年齢者支援のためのキャリアコンサルタント向け研修

- ・中高年齢者の特性、抱えやすい課題
- ・支援に有用なツール等の知識
- ・全7時間(標準受講期間3日間)

外国人支援のためのキャリアコンサルタント向け研修

- ・外国人労働者・留学生の特性、抱えやすい課題
- ・関連する法律・支援制度等の知識
- ・全7時間(標準受講期間3日間)

【令和4年度新規開発(開発中)】

育児・介護等と仕事との両立を支援するキャリアコンサルタント向け研修

- ・育児・介護等と仕事との両立で抱えやすい課題、支援に有用な法律・支援制度等の知識
- ・全7時間(標準受講期間3日間)

※各研修受講後には修了課題あり。研修修了者には修了証を交付。既存講習については適宜改訂。

拡充

キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）

令和5年度要求額 22億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額（人への投資パッケージには含まない）

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※1）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆実施体制

【全国カバーのサービスを提供】

キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）

・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置（R4年度19か所）

- 各拠点に、職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講したキャリアコンサルタントを常駐。
- 拠点から遠隔の地域や関係機関（自治体、企業・事業主団体、教育機関等）に巡回等で支援。
- 事業主団体、都道府県、労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関とも連携

【相談窓口について】

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応じ、平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備
- キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

◆実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者（株式会社等）

◆支援メニュー



【労働者等支援】

- キャリア形成や学び直しの必要性を感じているがどのような学び（目的・方法・内容）等をしてよいか分からない者
 - 在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない在職者
 - 受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者
- 等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練情報の提供等を行う



【企業等支援】

- ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
 - セルフ・キャリアドック（※2）導入支援（相談・技術的支援、セミナー等）
 - 雇用型訓練の実施を計画する企業に対する支援（訓練計画の策定支援等）
- 等により、企業等に対しても、キャリア形成や学び直し等に関する支援を行う

◆期待される効果

- 公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進
- 企業（特に中小規模）や非正規雇用労働者等のキャリア形成や学び・学び直しを促進

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充

※2「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和3年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計） 66,482件

1 大綱の概要

給与所得者の特定支出控除の特例について、特定支出が、研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の手続において必要とされる給与等の支払者による証明に代えて、キャリアコンサルタントによる証明ができることとする。

2 制度の内容

- 給与所得者が職務の遂行に直接必要な技術又は知識の習得のための研修の受講費用等（※1）の特定支出をした場合、その合計額が「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額（※2）」を超える時は、その超える部分を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができることとされている。
- 現行の特定支出控除の手続においては、特定支出が職務に関連するものであることについて、給与等の支払者の証明を受ける必要があるが、給与所得者が、**厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座を受講した場合（※3）**には、給与等の支払者に代わり、**国家資格であるキャリアコンサルタントが証明を行うことを認めることとする。**

※1 上記のほか、通勤費、職務上の旅費、転居費、単身赴任者等の帰宅費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）がある。

※2 平成28年から、その年の給与所得控除額×1/2となっている。

※3 受講する講座自体が教育訓練給付指定講座として指定されていればよく、教育訓練給付を受給していない場合でも特例の利用が可能。

